

第3次みやこ町子ども読書活動推進計画

～子どもが いつでも本に 出会える町を めざして～

令和4年3月

みやこ町教育委員会

はじめに

みやこ町では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定を受け、子どもの読書活動に関する施策を計画的に進めるため、平成 24 年に「みやこ町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

それ以降、子どもを取り巻く社会情勢の変化やそれまでの成果と課題を踏まえつつ、5 年ごとに見直しを図っています。

このたび、これまでの基本方針を継承しつつ、子どもの読書活動に携わる多くの方々が連携して家庭・学校・地域が一体となった取組を広げていくよう、今後 5 年間の町の施策の具体的な方向を示す「第 3 次計画」を策定しました。

町では「公共施設再配置計画」を踏まえた図書館の再編整備が行われる予定です。今後、公共図書館までの距離が遠くなったとしても、子どもが読書から遠ざかることのないよう、引き続き、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書を行うことができる読書環境の整備に取り組んでまいります。

令和 4 年 3 月

みやこ町教育委員会
教育長 梶口 広二

目 次

第 1 章	計画策定にあたって……………	1
1	子どもの読書活動推進の意義	
2	計画策定の基本的な考え方	
第 2 章	これまでの取組・成果と課題……………	2
1	子どもの読書活動の現状	
2	子どもの読書活動の推進状況	
第 3 章	子どもの読書活動推進のための取組……………	3
1	家庭における取組	
2	学校等における取組	
	(1) 保育所、幼稚園等	
	(2) 学校	
3	地域における取組	
	(1) 子育て支援センター、放課後児童クラブ、豊津寺子屋	
	(2) 図書館	
第 4 章	総合的な子どもの読書活動の推進……………	11
1	推進体制の整備	
2	啓発広報	
3	財政上の措置	
第 5 章	施策表……………	12
	・用語解説	
	・資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
	・資料 2 みやこ町子ども読書活動推進計画審議会設置条例	
	・資料 3 みやこ町子ども読書活動推進計画審議会委員名簿	
	・資料 4 みやこ町読書に関するアンケート調査結果	

第 1 章 計画策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

読書の持つ計り知れない価値を子どもに伝え、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができるように環境を整えることは大人の責任であり、発達段階に応じた読書環境の整備と読書支援が重要です。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の目的

すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、本を楽しむことができるよう、家庭、学校、地域が一体となり、町全体で環境を整え、子どもの読書活動を支援することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成 30 年 4 月）及び「福岡県子ども読書活動推進計画（改訂版）」（平成 28 年 8 月）を基本とし、「第 2 次みやこ町子ども読書活動推進計画」における推進状況を踏まえて策定するものです。

また、「第 3 次みやこ町総合計画（令和 3 年 6 月）」における施策として位置付けます。

(3) 計画推進のための基本方針

- ① 家庭・学校・地域における子どもの読書活動を推進します。
- ② 子どもの読書活動推進のための環境の整備、充実を図ります。
- ③ 家庭・学校・地域の連携、協力、ネットワーク化を進めます。
- ④ 子どもの読書活動の意義や重要性について普及、啓発を行います。

(4) 計画の対象

0 歳からおおむね 18 才以下の子どもを対象とします。

(5) 計画の期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

第2章 これまでの取組・成果と課題

1 子どもの読書活動の現状

みやこ町では、子どもの読書活動の実態を把握するため、町立小中学校に在籍する児童生徒を対象に「読書に関するアンケート調査」※1を実施しています。

令和3年に実施した調査では、1カ月に1冊も本を読まなかった子どもの割合（不読率）は、小学3年生で13.3%（前回調査6.5%）、小学5年生で12.8%（前回調査4.0%）、中学2年生で29.8%（前回調査20.0%）と、高学年で高くなる傾向にあり、前回調査と比較しても高くなっています。一方で、11冊以上読んだと回答した子どもは、小学3年生で34.3%、小学5年生で17.7%、中学2年生で9.9%と、読む者と読まない者の二極化傾向が見られます。

令和3年5月に文部科学省が実施した「全国学力学習状況調査」では、普段（月曜日から金曜日）学校の授業時間以外に読書をしないと答えた子どもの割合は、小学6年生で23.1%（福岡県24.4% 全国24.0%）と、国や県の平均を若干下回っていますが、中学3年生では50.8%（福岡県39.3% 全国37.4%）と、国や県の平均を大きく上回っています。

要因として小学生までの読書習慣の形成が不十分であることや、パソコンやスマートフォン等の電子メディア機器の普及等が考えられます。

このことから、読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組を一層進めていくことが求められます。

2 子どもの読書活動の推進状況

家庭、学校、地域が取り組んでいる子どもの読書活動は、日常的な活動や行事として定着しており、子どもの読書の重要性について関係者の理解のもと積極的に進められていることが伺えます。また、「本のコーナー」を設けるなど、子どもが日常的に本に親しむことができる環境整備も、それぞれで進められています。今後は、関係機関が連携を強化することで、個々の取組をより効果的なものにすることが期待されます。

また、2019年に、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる読書環境の整備を目的に「読書バリアフリー法」※2が成立しました。障がいを持つ子どもの実態を把握し、具体的な支援方法について検討、読書活動を支援することが求められています。

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における取組

(1) 家庭の役割

子どもの読書活動は、家庭での読書環境が大きく影響します。「読書に関するアンケート調査」では、本を好きになった理由を「家に本があった」「家族に絵本を読んでもらった」「本屋や図書館に連れて行ってもらった」と答えた子どもが多く、家庭での読書体験が読書習慣の形成につながっていることが分かります。

日常的に、家庭で読み聞かせをしたり、家族で本の感想を話したり、子どもと一緒に書店や図書館に出かけたりして、子どもが読書に親しむきっかけをつくることが大切であり、子どもに一番身近な保護者の役割は重要です。

(2) 家庭における読書を支援する取組

家庭での読書活動を進めるためには、学校や保育所(園)・幼稚園、図書館等、子どもに関わる様々な機関や団体が連携・協力して、保護者に読書の重要性を伝えたり、家庭での読書活動の参考になるような取組を行ったりする必要があります。

【3次計画における重点的な取組】

- ・ 乳児健診等の機会に、赤ちゃんと保護者に、絵本と読み聞かせ体験をプレゼントする「ブックスタート」及び「ステップ1ブックス」事業の充実を目指します。

目標値：配布率 100%

- ・ 「家読(うちどく)」※3をはじめとした、家庭における読書の取組を推進します。

2 学校等における取組

(1) 保育所、幼稚園等

ア 保育所、幼稚園等の役割

乳幼児期の子どもは、様々な人との関わりの中で、多くの言葉を獲得し、読み聞かせなどを通じて絵本や物語の世界に興味を示すようになります。

また、保育所や幼稚園等での様々な体験活動により、絵本や物語

の世界をより深く味わうことができます。

乳幼児が絵本や物語に親しみ、読書の楽しさを知ることができる取組を積極的に行うことが期待されます。

イ 保育所、幼稚園等における取組

(ア) 読書活動の充実

日常的な読み聞かせ等、子どもが本に親しむ機会を充実させるとともに、読書への関心を高める行事の実施を推進します。

(イ) 読書環境の整備

個々の興味関心に応えることができる多様な本を揃え、いつでも本に触れることができる環境を整えます。

(ウ) 体制の整備

各種研修会への参加や園内研修を通して、子どもの読書の重要性について職員の共通理解を図り、一体となった推進体制を構築します。

ウ 連携・協力

(ア) 保護者への啓発

読書習慣は、園の取組だけで身に付くものではなく、家庭との連携が重要です。読書の重要性を保護者に理解してもらい、家庭における読み聞かせ等の取組を推進します。

(イ) 図書館や読書ボランティアとの連携

公共図書館や読書ボランティアと連携し、本に親しむ機会の充実を図ります。

【3次計画における重点的な取組】

- ・ 日常的な読み聞かせに加え、おはなし会等の本に親しむ行事の実施に取り組みます。
- ・ 移動図書館や図書館の団体貸出サービスを活用するなどして、本に親しむ環境の充実を図ります。
- ・ 園だよりや保護者会等を通じて子どもの読書の重要性を啓発し、家庭での読書活動を支援します。
- ・ 園内研修等を通じて、子どもの読書の重要性についての職員の共通理解を図り、推進体制を整えます。
- ・ 図書館行事への参加や、読書ボランティアをはじめとした地域の様々な人々の参画を得ながら子どもの読書の幅を広げる活動に取り組みます。

目標値：本に親しむ行事・活動を年に2回以上実施

(2) 学校

ア 学校の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるための適切な支援と環境の整備が求められます。

イ 学校における取組

(ア) 読書指導

子どもが読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるためには、様々な本に触れる機会の確保と、内容や要旨をとらえるなどの基本的な読む力を身に付けることが重要です。「読書に関するアンケート調査」では、本を好きになったきっかけを2割近くの子どもが「学校の読書の時間」と回答しており、学校での一斉読書に一定の効果があると言えます。今後も日常的、継続的な読書の時間の設定と確保に向けた取組が求められます。

また、読書の幅を広げるためには、担任や学校司書、司書教諭等がおすすめる本を紹介したり、友人同士で本を薦め合ったりするなど、読書への関心を高める取組を充実させることも必要です。

なお、読書活動は、学習の基盤である言語能力の向上のためにも重要です。国語科のみならず、各教科においても学校図書館の機能を積極的に活用し、児童生徒の主体的な学習活動、読書活動を充実させることが求められます。

(イ) 障がいのある子どもの読書活動

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるように、一人一人の教育的ニーズに応じた取組を推進します。

ウ 学校図書館

(ア) 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことができない基礎的な設備であり、児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

みやこ町では、公共施設の再配置計画が進められており、図書

館の分館機能の縮小も予定されていることから、子どもに身近な学習活動、読書活動の場である学校図書館の役割は一層重要になります。

また、学校図書館は、一時的に学級になじめない子どもの心の安定を図り、興味関心に基づく学びを行いながら、徐々に学校生活になじませる居場所となり得ることもあります。

(イ) 学校図書館における取組

児童生徒の知的活動の増進と、様々な興味・関心に応えるため、学校図書館では、魅力ある資料の整備と充実を図ります。情報が古くなった図書は定期的に更新しながら、学校図書館図書標準の達成を目指します。

また、学校図書館管理システムのネットワーク化による学校間での資料の相互利用を目指します。

なお、児童生徒がいつでも本に触れ、読書や学習ができるように学校図書館の利用時間の拡大を目指します。

エ 体制の整備

日々の読書指導や各教科における学校図書館を活用した学習活動の充実を図るためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で推進する体制づくりが必要です。

校内研修をはじめ各種研修等の機会を通じて、子どもの読書の重要性について教職員の共通理解を図り、学校一体となった推進体制の構築を進めます。

(ア) 司書教諭の配置

現在、みやこ町では司書教諭の配置はありませんが、学校再編等で12学級以上になった学校には、「学校図書館法」の規定に基づき、司書教諭を配置します。

また、司書教諭が学校図書館業務に従事する時間を確保できるように努めます。

(イ) 学校司書の配置

学校図書館の活性化と児童生徒の読書活動を支援する上で、専門的・技術的職務に従事する学校司書の役割は重要です。

学校司書の適切な配置と、資質・能力向上を図るための研修機会の充実を図ります。

オ 連携・協力

(ア) 保護者への啓発

保護者会や学校だより、学級通信等を通じて子どもの読書の重要性を啓発、家庭における読書活動を推進します。

(イ) 図書館や読書ボランティアとの連携

図書館とは、児童書等資料の借用のほかに各教科の学習内容や図書館運営に関して日頃から情報交換を行うなどして連携を図ります。

また、読書ボランティアをはじめ地域の様々な人々の参画を得ながら読書行事を実施するなど、本に親しむ機会の充実を図ります。

【3次計画における重点的な取組】

- ・ 全校一斉読書活動を実施するなど、読書時間の確保を図ります。
- ・ 読み聞かせやおはなし会、ブックトーク※4等の様々な読書活動の充実を図り、読書の幅を広げます。
- ・ 読書リーダーや図書委員による活動を充実させます。
- ・ 各教科における学校図書館の計画的な活用を推進します。
- ・ 学校図書館の資料の充実や開館時間の拡大等、読書環境の整備を目指します。

目標値：学校図書館図書標準達成 100%

- ・ 公共図書館行事への参加、見学や職場体験等を通じて、公共図書館の利用を促します。

3 地域における取組

(1) 子育て支援センター・放課後児童クラブ・豊津寺子屋

未就園児とその保護者が集う子育て支援センターや、放課後や休日の子どもの居場所である放課後児童クラブ、豊津寺子屋等においても図書コーナーを充実させたり、読書ボランティア等の参画を得ながらおはなし会等の読書行事を実施したりして、子どもが本に親しむ環境の整備に取り組みます。

また、図書館と連携をとり、保護者や子どもを図書館につなげる窓口としての役割も期待されます。

【3次計画における重点的な取組】

- ・ 図書館資料の活用などにより、図書コーナー等の充実を図ります。
- ・ 図書館や読書ボランティアと連携した読書活動を推進します。

(2) 図書館

ア 図書館の役割

図書館は、町民の誰もが利用できる地域の読書活動の中心となる場であり、子どもの読書活動の推進においても大きな役割を担っています。

子どもや保護者に直接働きかけるだけでなく、子ども読書活動推進ネットワークの中核として、連携、協力体制を推進し、関係機関・団体への支援を行うことが求められます。

イ 図書館における取組

(ア) 資料の整備と提供

子どもの知的好奇心を掻き立て、興味関心に応えるために、発達段階に応じた様々な形態の資料を計画的に収集することが必要です。

近年、スマートフォンの普及等、子どもを取り巻く情報環境は大きな変化を見せており、みやこ町でも児童生徒にタブレット端末が配付され、授業で活用されています。このことを踏まえ、子どもの読書推進における電子書籍の効果を検証しながら、電子図書館※5の導入を検討します。

また、みやこ町公共施設再配置計画により、図書館でも分館機能の縮小が予定されていますが、子どもが図書館を身近に感じられるように引き続き移動図書館や団体貸出を実施したり、学校をはじめとする関係機関との連携強化を図ったりして、子どもの読書環境の維持に努めます。

(イ) 読書環境の整備

乳幼児を持つ保護者が周囲に気兼ねすることなく図書館を利用できる工夫と小さな子どものための設備を整えます。

また、季節や年中行事、社会的関心事に関連した本を展示する特集コーナーを設置するなど、子どもの読書の幅が広がる取組を

進めます。

(ウ) 青少年向けサービスの充実

「読書に関するアンケート調査」では3割近くの中学生在が1カ月に1冊も本を読まなかったと回答しています。小学生までの読書習慣の形成が不十分であることも考えられ、引き続き、発達段階に応じた本に興味を持たせる取り組みを充実させます。

また、中学生になって本から遠ざかっている生徒に対しては、児童書から一般書へスムーズに移行できるような配架の工夫と、読書に関心を持つきっかけとなるようなイベントの実施、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信に取り組みます。

(エ) 障がいのある子どもの読書活動の推進

2019年に成立した「読書バリアフリー法」では、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように読書環境を整備することが求められています。

図書館でも関連機関・団体との連携をとりながら、みやこ町における障がい者の実態把握に努め、必要とされる資料の収集と、ニーズに応じた障がい者サービスに取り組みます。

(オ) 子どもや保護者を対象としたイベント等の実施

年齢別のおはなし会や子ども向け講座、体験教室、資料展示会等、図書館や本への関心が高まるような様々なイベントを読書ボランティアや地域の人々の参画を得ながら実施します。

(カ) 読書活動に関する情報提供

図書館のホームページや図書館だより等を活用して、各種イベントや所蔵している本に関する情報を発信します。

また、年齢別推薦図書リストや図書館や図書館資料の活用方法についての案内を作成し、利用促進を図ります。

ウ 体制の整備

(ア) 適切な職員配置

資料の選択・収集・提供、読書に関する取組の企画・実施、読書に関する相談への対応など、子どもの読書活動を推進する上で司書の役割は重要です。司書の専門性を十分活かせるような適切な職員配置と体制を整えます。

(イ) 研修機会の充実

子どもと本に関する知識の獲得や読み聞かせやレファレンス

※6 技術の向上を目的とした研修機会を充実させ、職員の資質向上を図ります。

エ 連携・協力

(ア) 学校、保育所等との連携・協力

子どもの読書活動に関する取組や課題等を日頃から共有できる体制づくりを進めます。

(イ) 学校図書館との連携・協力

児童書の選書・収集、学習活動における資料の提供方法や読書行事等について、情報交換及び協議の場を設置し、協力体制を整えます。

(ウ) ボランティア活動の促進

子どもの読書活動の推進にボランティアは大きな役割を果たしています。町内で活動する読書ボランティアの実態把握に努め、活動が円滑に進むための仕組みづくりを目指します。また、研修会や交流会を開催し、活動を支援します。

【3次計画における重点的な取組】

- ・ 図書館の利用促進を図ります。

目標値：1人当たり貸出数

【0～6歳】 14.3冊 【7～12歳】 18.6冊 【13～15歳】 6.1冊

【16～18歳】 2.8冊

- ・ 魅力ある蔵書を維持し、新たな媒体（電子書籍）の導入についても検討します。
- ・ 読書案内やレファレンス機能の強化を図ります。
- ・ 青少年へのサービスの充実を図ります。
- ・ 障がい者の実態把握に努め、図書館におけるサービスについて情報を発信し、取り組みます。
- ・ 各種研修会等の機会を充実させて、職員の資質の向上を図ります。
- ・ 担当者連絡会議の開催等による学校図書館との連携を強化します。
- ・ 読書ボランティアをはじめ、各推進団体と連携した読書活動に取り組みます。

第4章 総合的な子どもの読書活動の推進

1 推進体制の整備

「みやこ町子ども読書活動推進計画審議会」は、関係機関・団体における読書活動の推進状況及び子どもの読書活動の実態を調査、課題を共有し、計画の進行管理を行います。

- ・ 「子どもの読書活動推進状況調査」を実施します。
- ・ 「子どもの読書に関するアンケート調査」を実施します。

2 啓発広報

子どもの読書活動の重要性と町の取組について、様々な場や機会を活用して理解・啓発を図ります。

- ・ 4月23日の「子ども読書の日」に関連した事業の実施を推進します。
- ・ 毎月23日を「みやこ町子ども読書の日」とし、家庭、学校、地域における読書活動を推進します。

3 財政上の措置

この計画に示された各施策を実施するための必要な財政上の措置を講ずるように努めます。

第5章 施策表

ここでは、家庭、学校、地域それぞれの施策を一覧にまとめています。

【実施区分】

継続…第2次計画で、ある程度の目標は達成していると思われるもので、今後も継続して取り組む必要があるもの

充実…第2次計画で、目標を達成できなかったもの又は、達成しているが、第3次計画では、さらに積極的に取り組む必要があるもの

新規…第3次計画において新たに取り組むもの

1 家庭

	施策	担当・所管	実施区分
1	ブックスタート事業の推進	子育て・健康支援課 生涯学習課	充実
2	家庭における読書の取組の推進 ・家読（うちどく）事業の推進 ・「ノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホデー」における読書活動の推進	子育て・健康支援課 学校教育課 生涯学習課	継続

2 保育所、幼稚園等

	施策	担当・所管	実施区分
1	【読書活動の充実】 ・日常的な読み聞かせや本に親しむ行事の実施	子育て健康支援課 学校教育課	充実
2	【読書環境の整備】 ・図書コーナー等、身近に本がある環境づくり	子育て健康支援課 学校教育課	継続
3	【体制の整備】 ・園内研修の実施、各種研修会への参加	子育て健康支援課 学校教育課	継続
4	【保護者への啓発】 ・様々な機会を通じた啓発	子育て健康支援課 学校教育課	継続
5	【地域との連携】 ・町図書館や読書推進ボランティアと連携した取り組みの実施	子育て健康支援課 学校教育課	充実

3 学校

	施 策	担当・所管	実施区分
1	【読書指導の充実】 ・全校一斉読書活動、ブックトーク、ビブリオバトル※7等の読書活動の推進 ・「子ども読書の日」や「読書週間」等における読書関連行事の実施 ・学校図書館の計画的な利活用	学校教育課	継続
2	【障がいのある子どもの読書活動の充実】 ・個々のニーズに応じた資料の整備と自主的な読書を促す指導の充実	学校教育課	充実
3	【児童生徒自身による読書推進活動の実施】 ・図書委員会活動の充実 ・読書リーダー養成講座の実施	学校教育課	継続
4	【学校図書館の充実】 ・充実した資料と読書環境の整備 ・利用可能時間等の拡大 ・学校図書館の情報化推進と学校間における資料の相互利用の促進	学校教育課	充実
5	【体制の整備】 ・司書教諭、学校司書の適切な配置 ・校内研修等、研修機会の充実	学校教育課	充実
6	【保護者への啓発】 ・様々な機会を通じた啓発	学校教育課	継続
7	【地域との連携】 ・町図書館や読書推進ボランティアと連携した取り組みの実施	学校教育課 生涯学習課	充実

4 子育て支援機関、団体

	施 策	担当・所管	実施区分
1	図書館や読書推進ボランティアと連携した読書活動の実施と読書環境の整備	子育て・健康支援課 生涯学習課	継続

5 図書館

	施 策	担当・所管	実施区分
1	【資料の整備と提供】 ・多様な資料の整備、電子図書館導入の検討 ・読書相談、レファレンス機能の強化 ・移動図書館、団体貸出の実施	生涯学習課	新規
2	【読書環境の整備】 ・特設コーナーの設置等魅力ある棚づくり ・資料の配置やサインの工夫	生涯学習課	継続
3	【青少年向けサービスの充実】 ・青少年向けイベント等の実施 ・SNSを活用した情報の発信	生涯学習課	充実
4	【障がいのある子どもの読書活動の推進】 ・実態の把握と個々に応じたサービス内容の検討、実施	子育て・健康支援課 生涯学習課	充実
5	【子どもや保護者対象のイベント等の実施】 ・おはなし会、子ども向け講座等の実施 ・保護者向け講座の実施	生涯学習課	継続
6	【読書活動に関連した情報の提供】 ・おすすめ図書リストの作成 ・図書館の活用方法や資料の探し方についての案内	生涯学習課	充実
7	【適切な職員配置】 ・司書等職員の適切な配置 ・研修機会の充実	生涯学習課	継続
8	【学校、保育所等との連携・協力】 ・協力体制の構築	生涯学習課	充実
9	【学校図書館との連携・協力】 ・担当者会議の実施等による連携の強化	生涯学習課	充実
10	【読書推進ボランティアの活動促進】 ・活動の機会の提供 ・研修会、交流会等の実施	生涯学習課	継続

6 総合的な推進

	施 策	担当・所管	実施区分
1	【子ども読書活動推進計画審議会】 ・推進状況の確認と課題解決に向けた協議	子育て健康支援課 学校教育課 生涯学習課	継続
2	【実態把握】 ・「子ども読書活動推進計画実施状況調査」の実施 ・「子どもの読書に関するアンケート調査」の実施	子育て健康支援課 学校教育課 生涯学習課	継続
3	【啓発広報】 ・毎月23日を「みやこ町子ども読書の日」とし、子どもの読書活動の重要性についての理解促進	子育て健康支援課 学校教育課 生涯学習課	継続

用語解説

- ※1 読書に関するアンケート調査
みやこ町の小中学生の読書活動の実態を把握するために5年に1度実施する調査。
- ※2 読書バリアフリー法
障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵が受けられることを目的に令和元年6月の国会で成立した法律。正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」
- ※3 家読（うちどく）
家族みんなで同じ本を読んで感想を話したり、本をすすめあったりする家庭での読書の取組
- ※4 ブックトーク
あるテーマにそって、何冊かのさまざまなジャンルの本を順序だてて紹介すること
- ※5 電子図書館
電子書籍や電子化された資料をインターネットを經由して検索・貸出・返却・閲覧できる図書館システム。
- ※6 レファレンス
何らかの情報を求めている利用者に対して図書館員が行う人的援助。情報や文献の提供、資料探索法の援助、図書館利用法の援助等がある。
- ※7 ビブリオバトル
参加者がおすすめしたい本を持ち寄り、順番に1人5分で紹介する。一番読みたくなかった本を参加者の多数決で決定する書評合戦。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推

- 進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

みやこ町子ども読書活動推進計画審議会設置条例

(令和2年3月17日 条例第17号)

(設置)

第1条 みやこ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、みやこ町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及びその推進に関する事項を審議するため、みやこ町子ども読書活動推進計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の状況調査及び評価に関すること。
- (3) 家庭、地域、学校等の連携及び協力に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要であると認める事項

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者、保育所（園）関係者及び幼稚園関係者
- (3) 社会教育民間団体代表者及び読書ボランティア代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他特に教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱又は任命を受けた日から2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見等を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

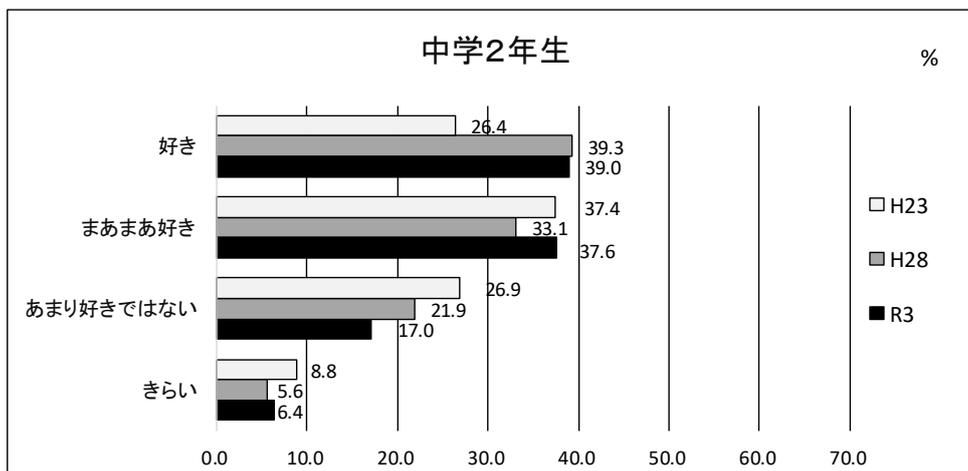
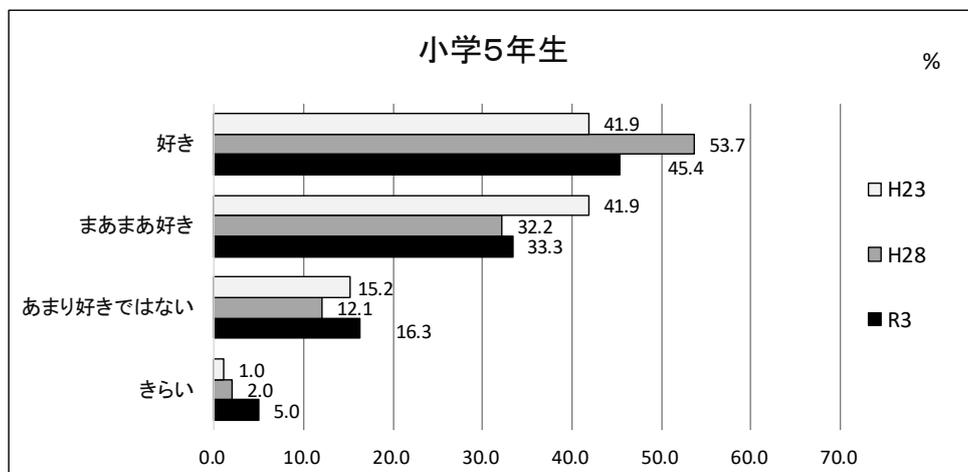
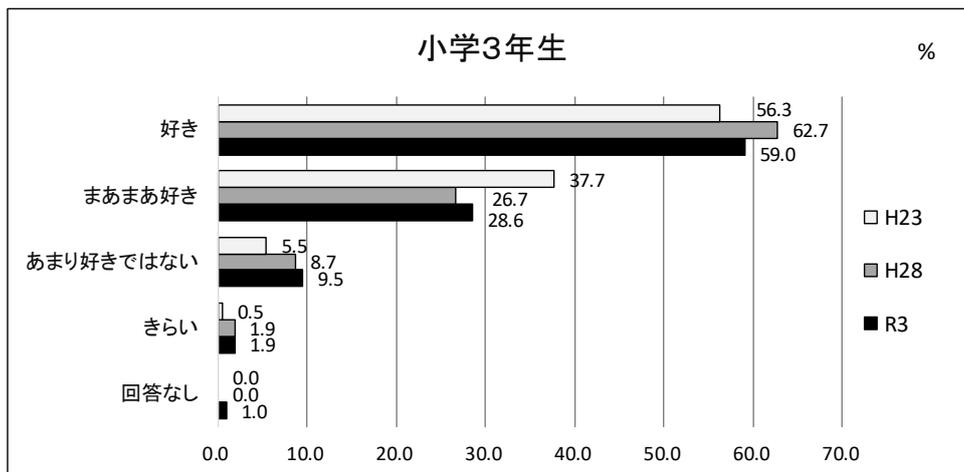
みやこ町子ども読書活動推進計画審議会委員名簿（令和3年度）

みやこ町子ども読書活動推進計画 審議会設置要綱 第3条		所 属	氏名等	
1	学識経験者	近畿大学通信部	非常勤講師	河井 律子
2	学校関係者、保育所（園） 関係者及び幼稚園関係者	諫山小学校	校長	毛利 克裕
		勝山中学校	校長	明石 哲郎
		犀川小学校	教諭	前田 純子
		豊津中学校	教諭	宮脇 朝美
		学校教育課	学校司書	小林 令子
		城井こども園あいあう	園長	原田 保敬
3	社会教育民間団体・読書ボ ランティア代表	社会教育委員		山中 啓司
		読書ボランティア 「紙芝居のひろば おひさまの会」	会長	山下 小菊
4	関係行政担当者	京築教育事務所社会教育室	社会教育主事	尾家 義隆
		学校教育課	課長	川寄 光一郎
		生涯学習課	課長	中村 銀次
		子育て・健康支援課	課長	進 勲

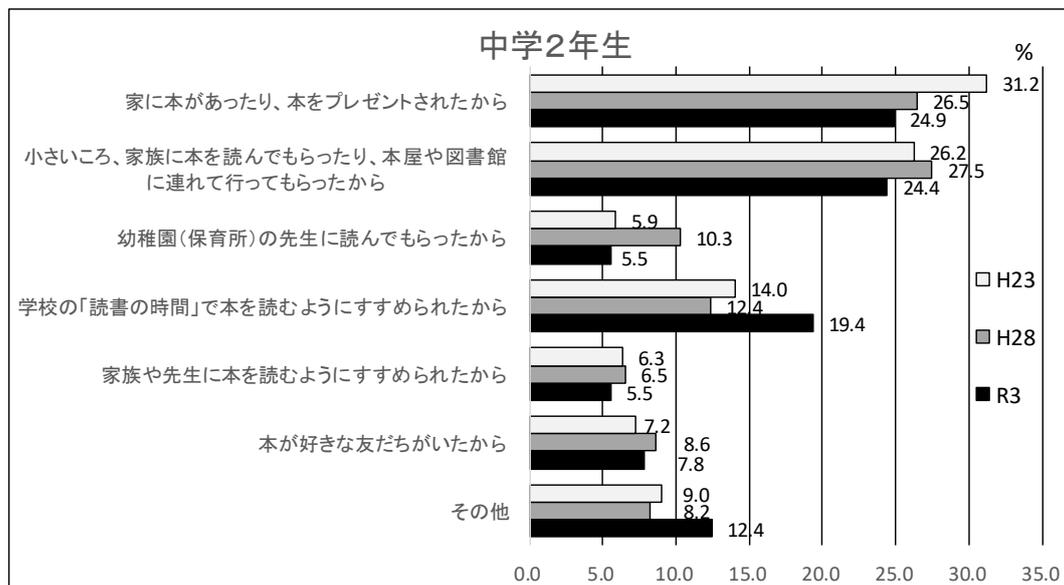
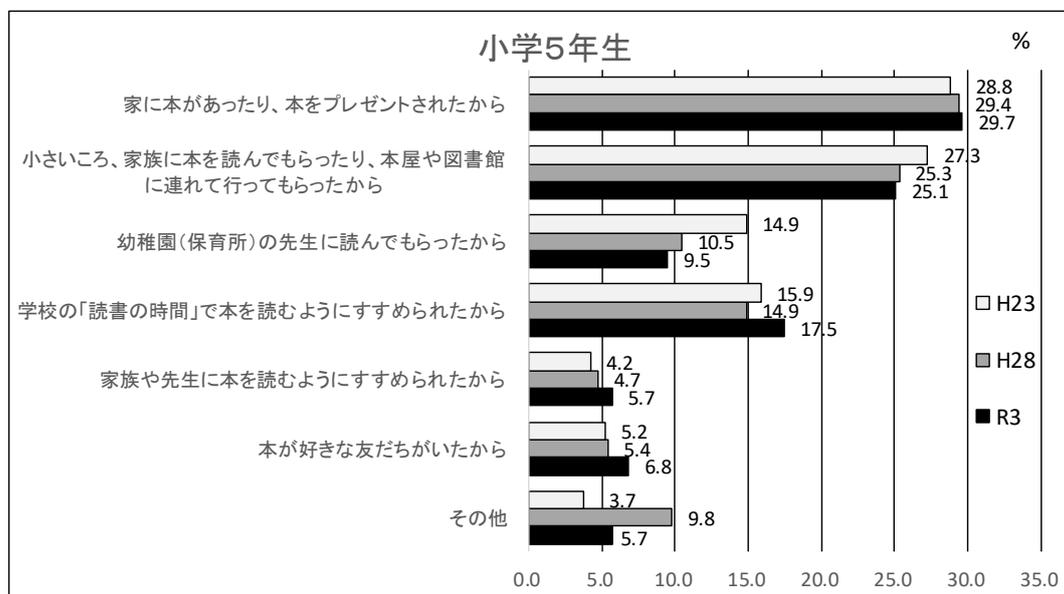
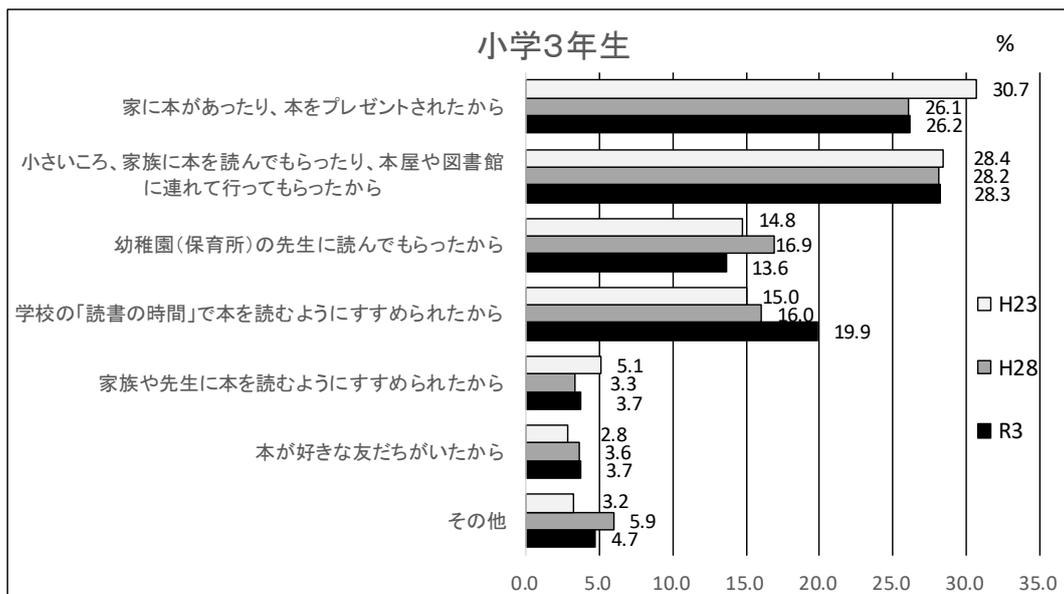
みやこ町 読書に関するアンケート調査 結果

【対象者】 町立学校に在籍の小学3年生 小学5年生 中学2年生
 【対象人数】 395人(小学3年生106人 小学5年生141人 中学2年生148人)
 【実施方法】 令和3年6月から7月の間に各学校で実施
 【回収率】 回収率98%

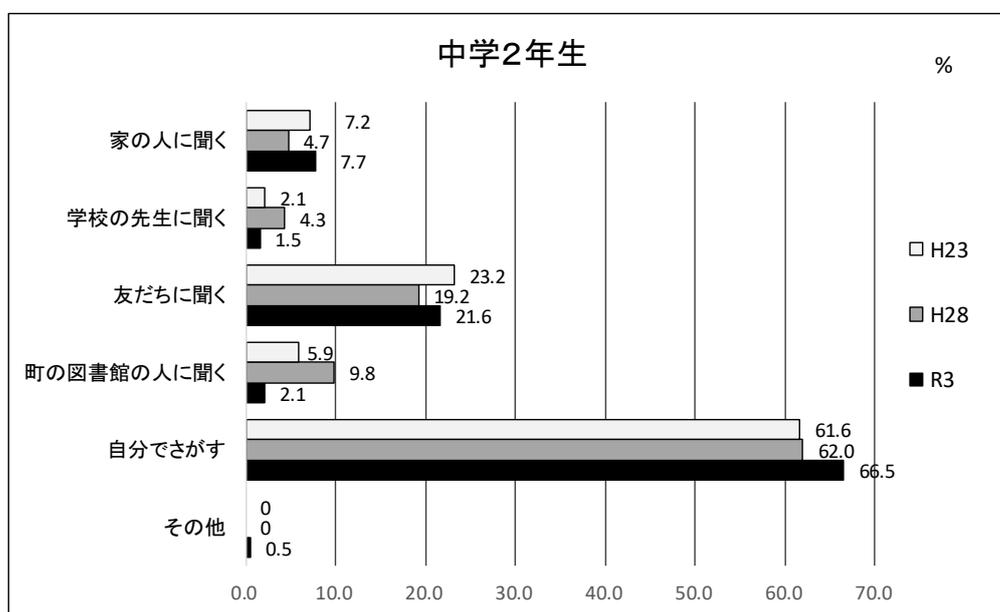
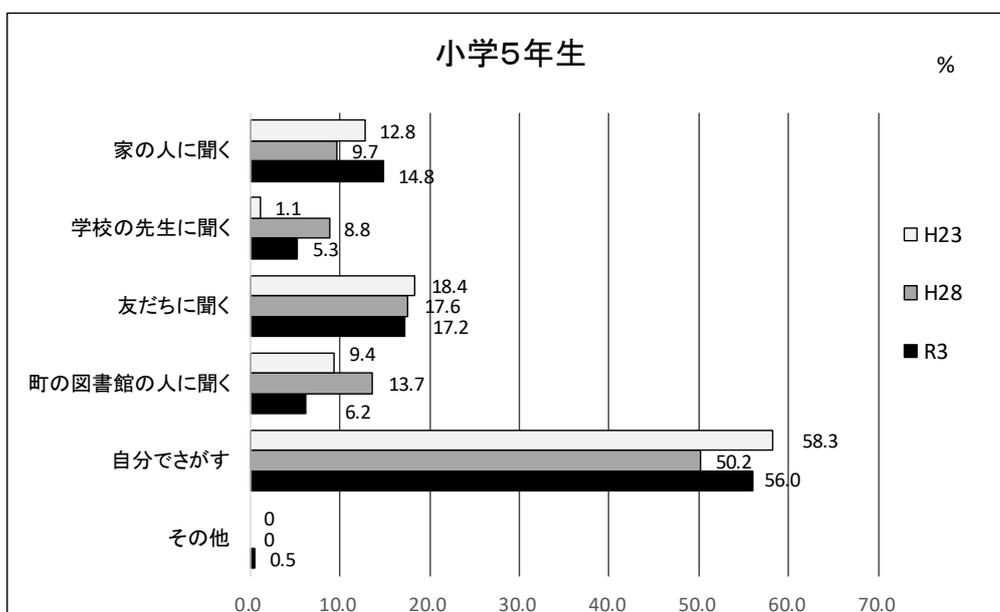
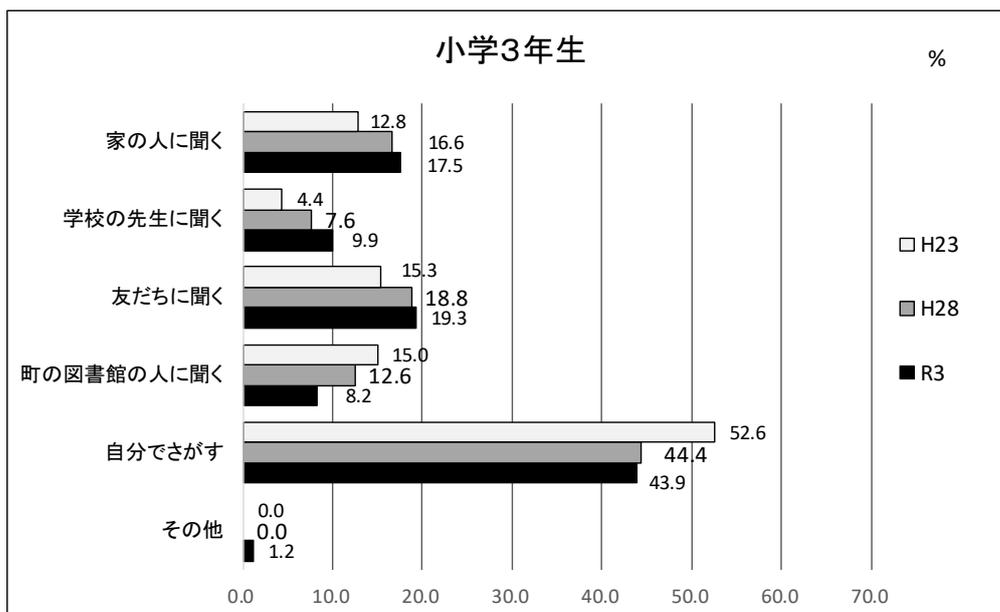
1 あなたは、本を読むのが好きですか



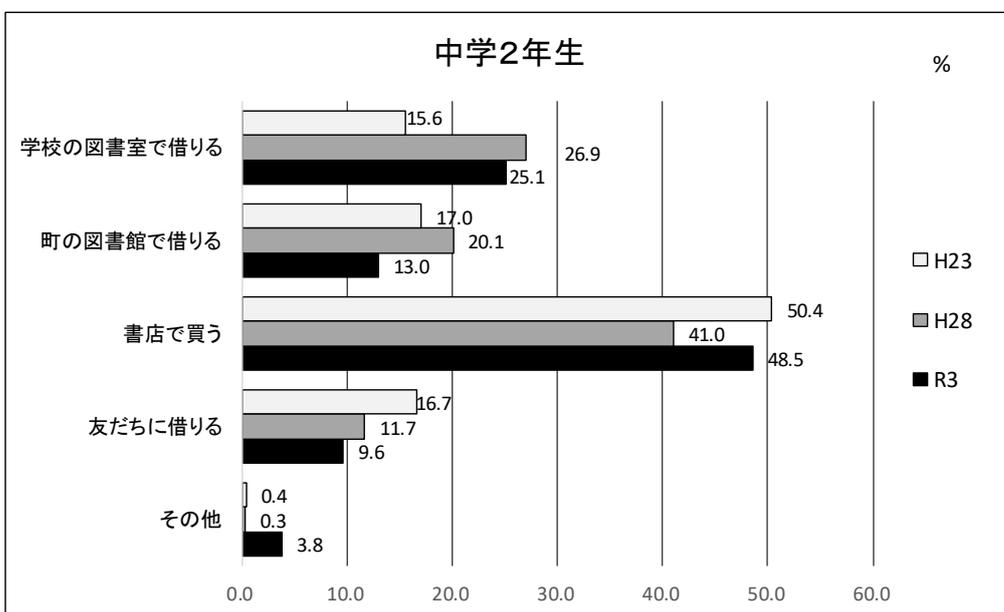
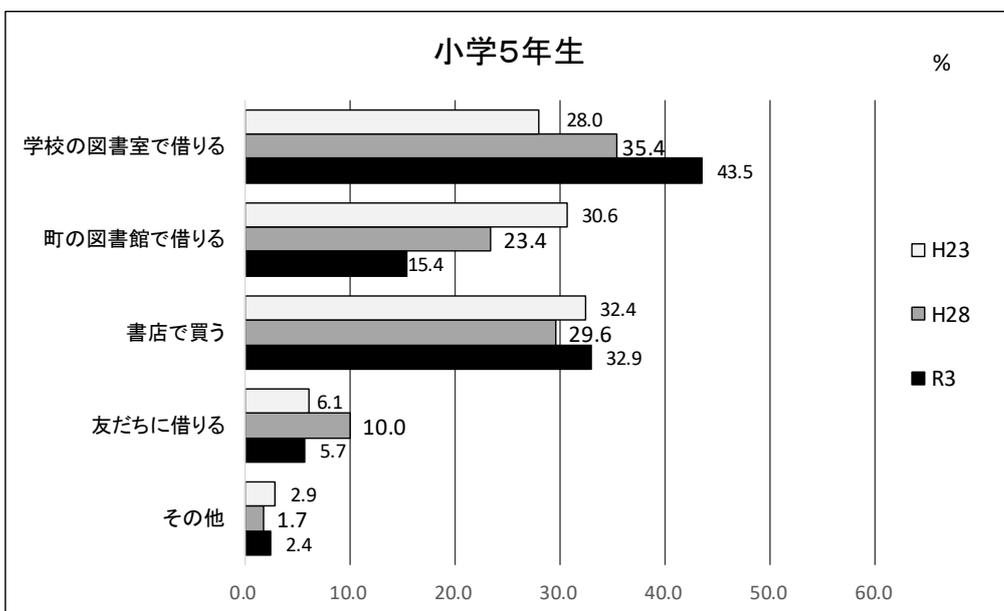
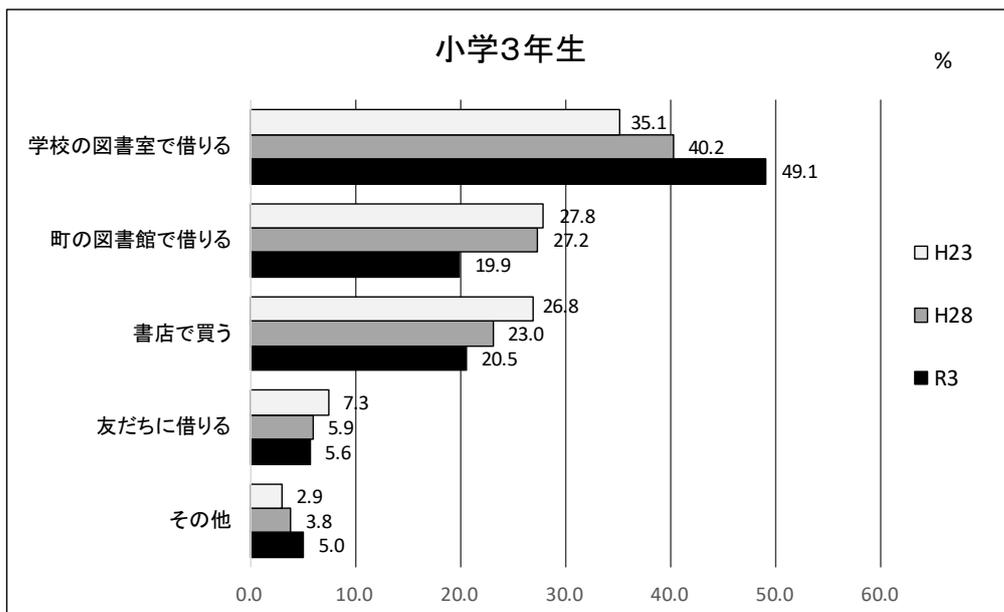
2 問1で「好き」「まあまあ好き」と答えた人だけに聞きます。本を読むのが好きになったのはなぜだと思いますか。(複数回答可)



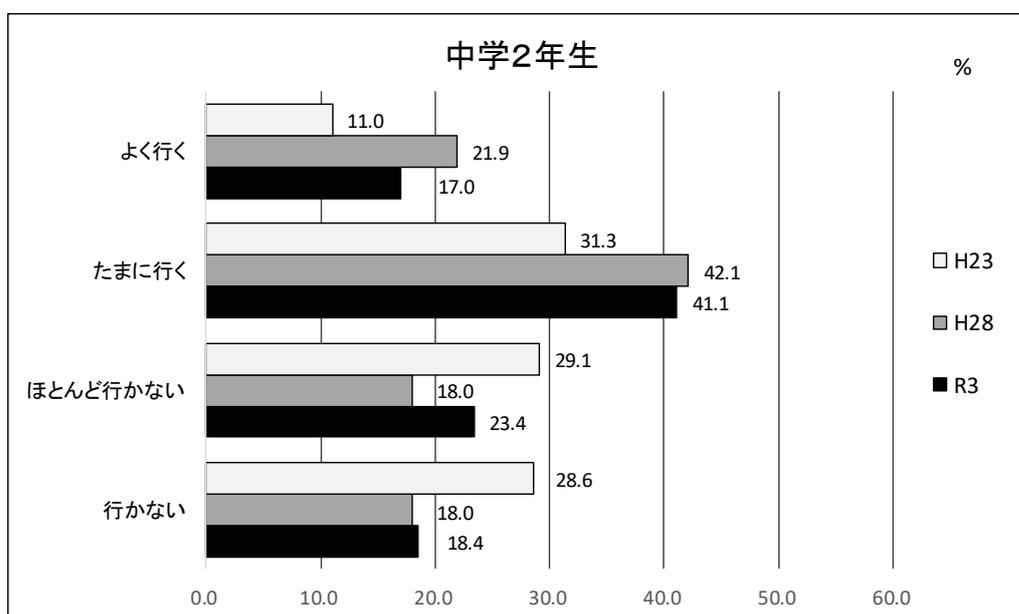
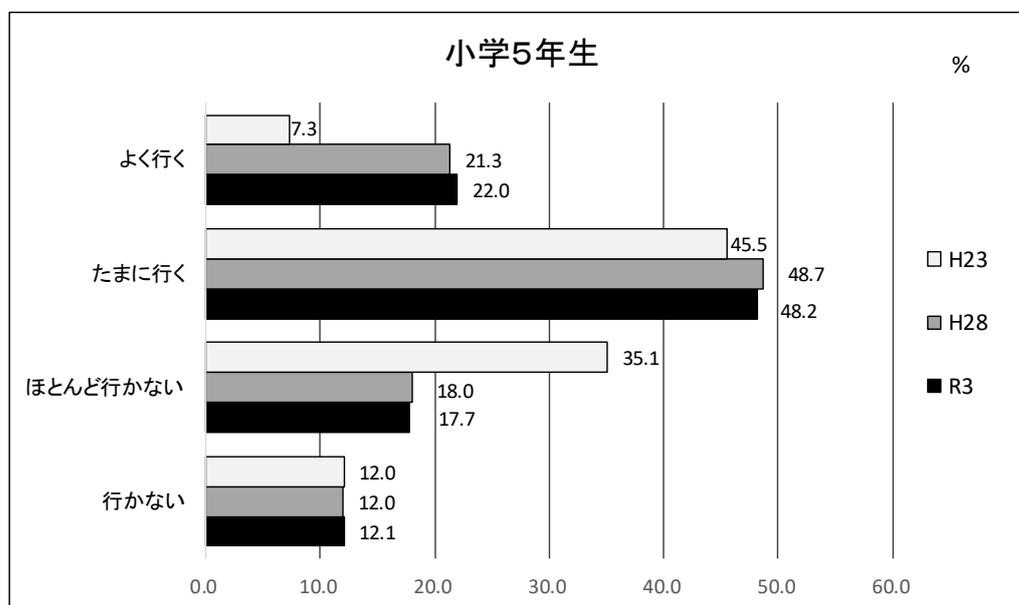
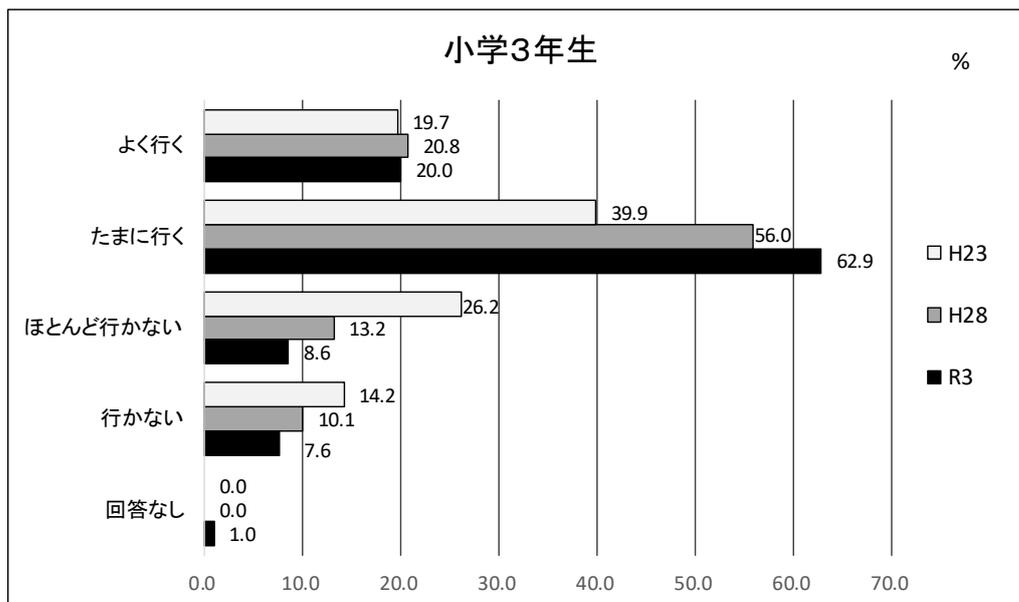
3 読みたい本をどのように見つけますか(複数回答可)



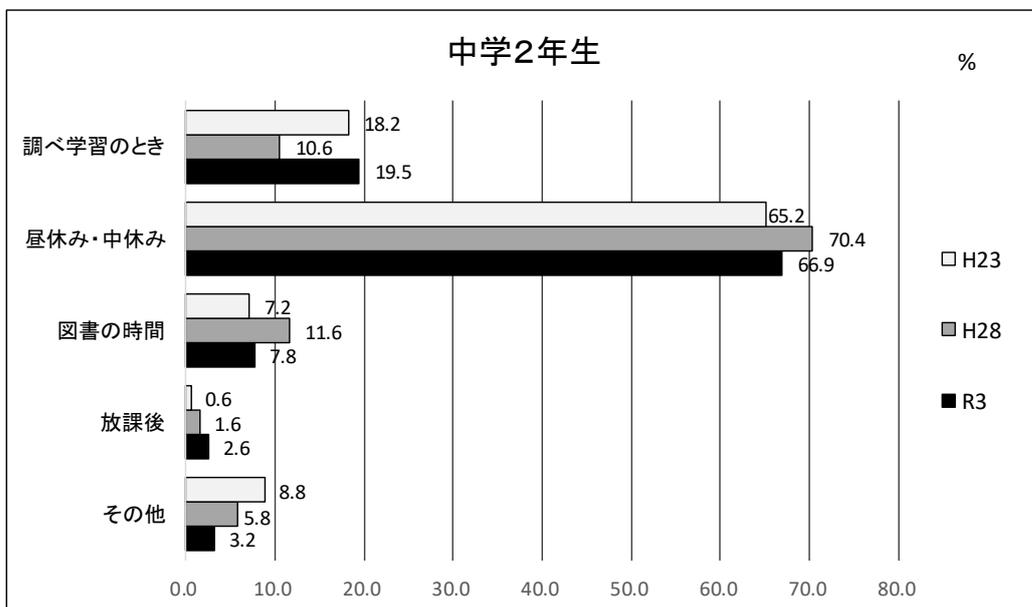
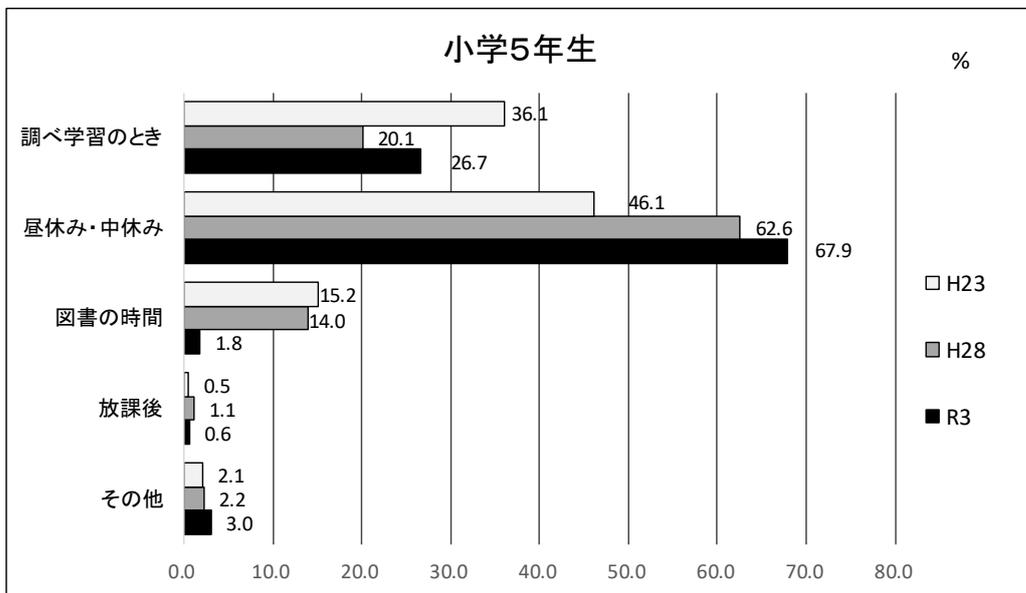
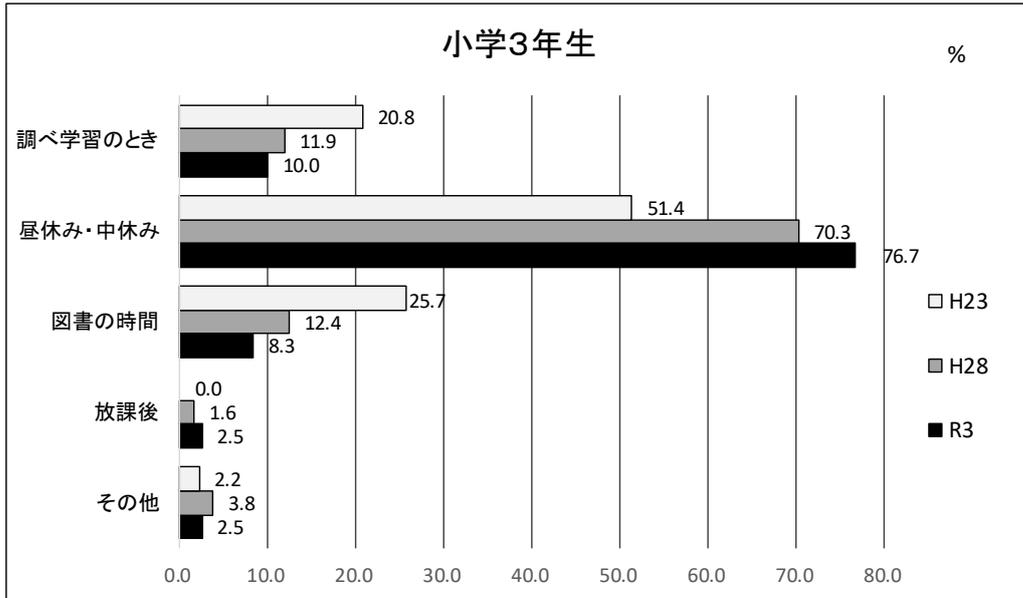
4 読みたい本は、どのように手に入れますか(複数回答可)



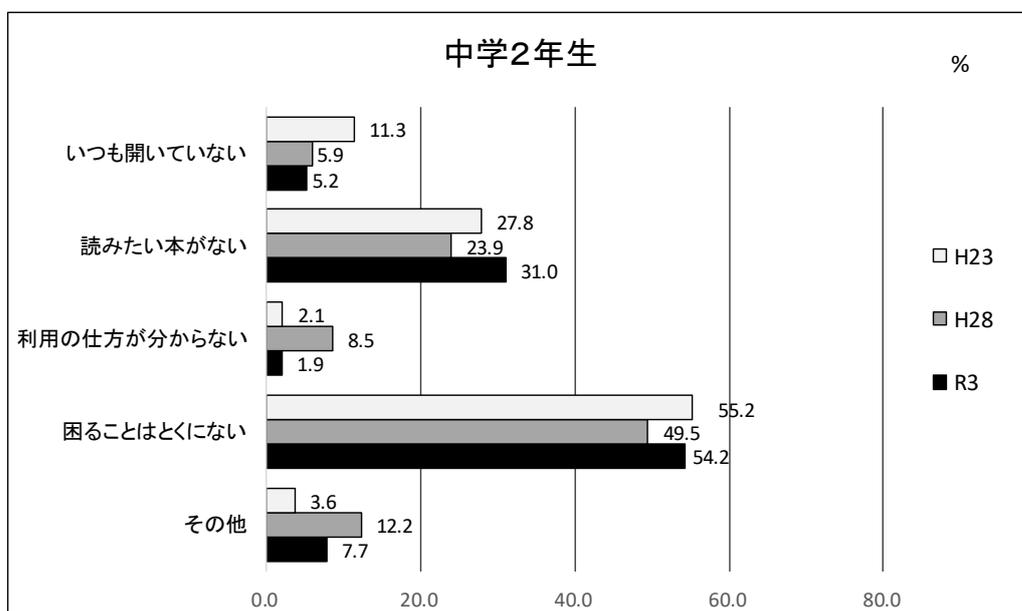
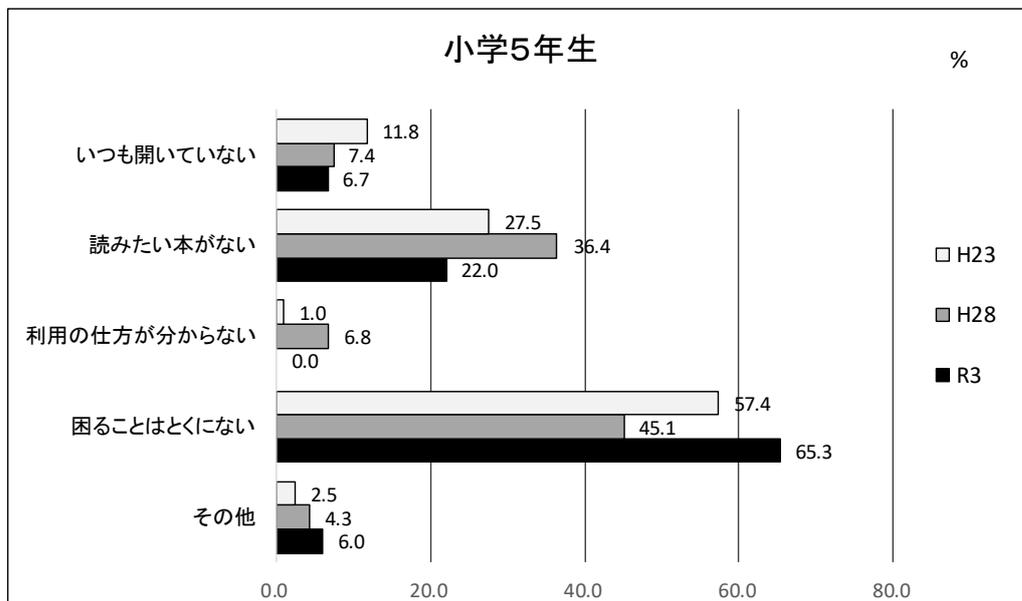
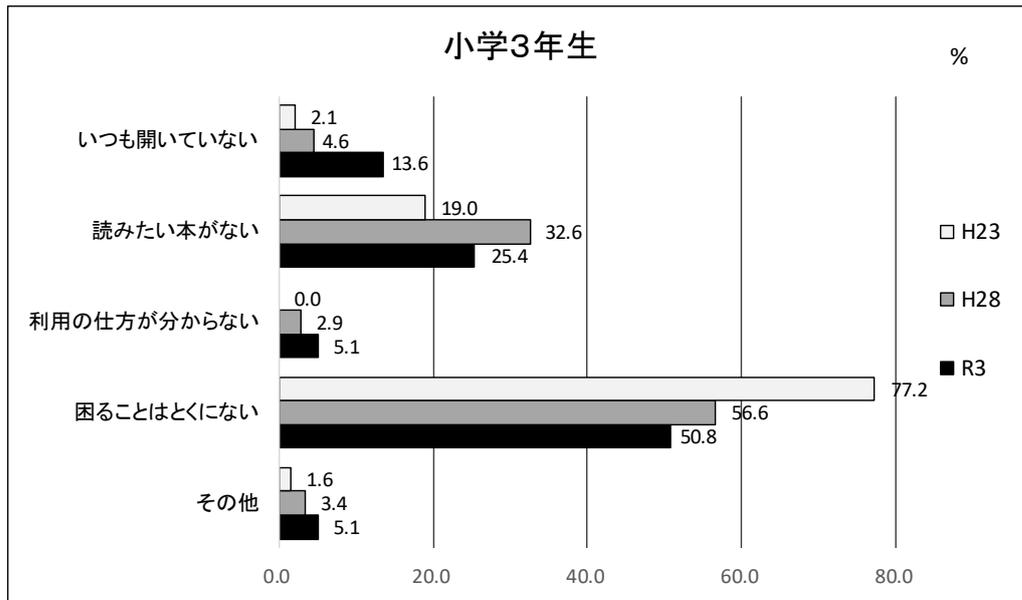
5 休み時間や放課後に、学校の図書室へ行きますか



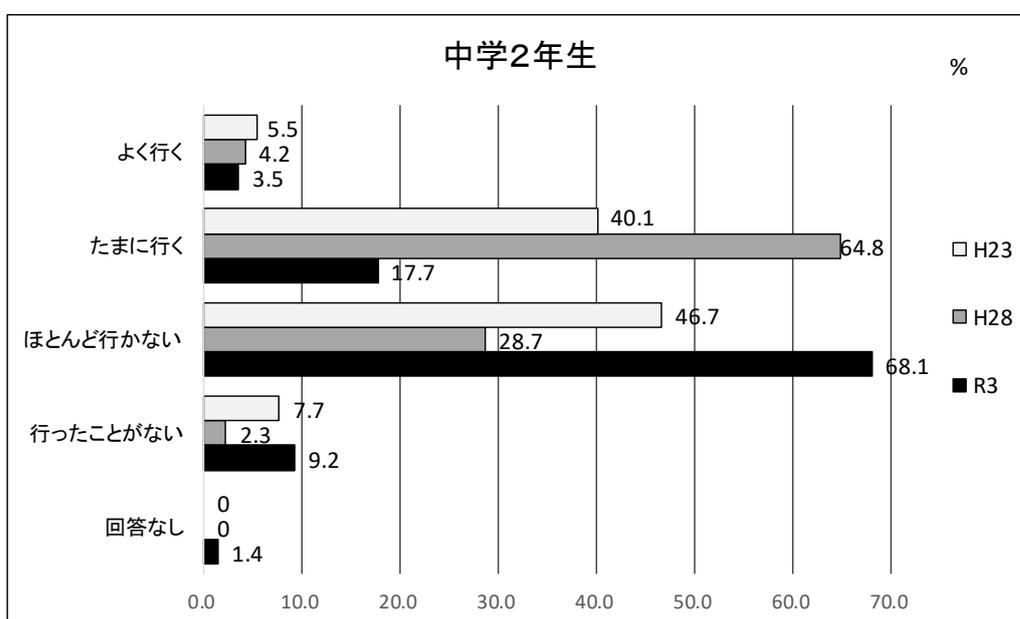
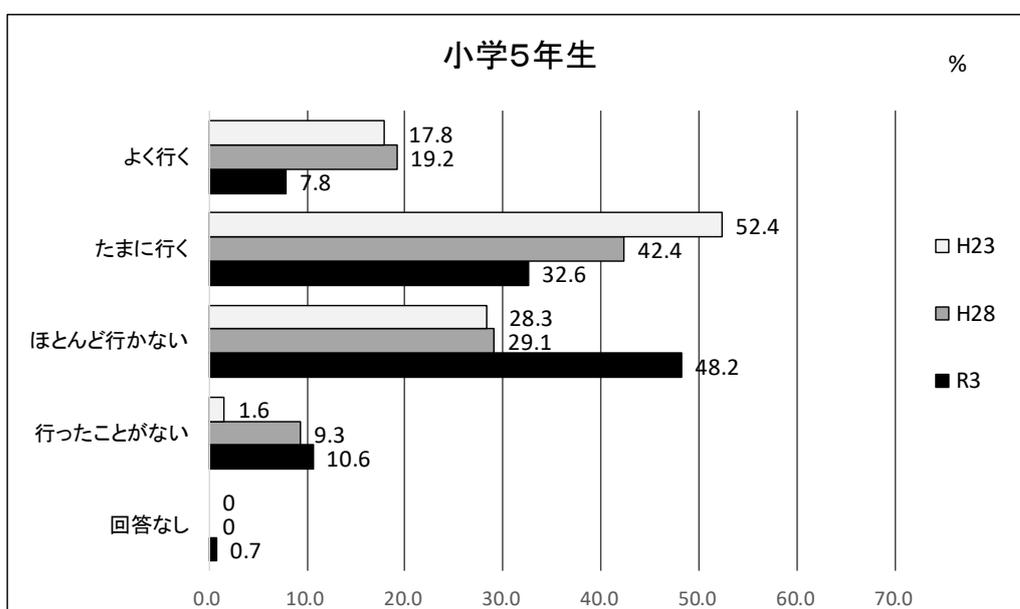
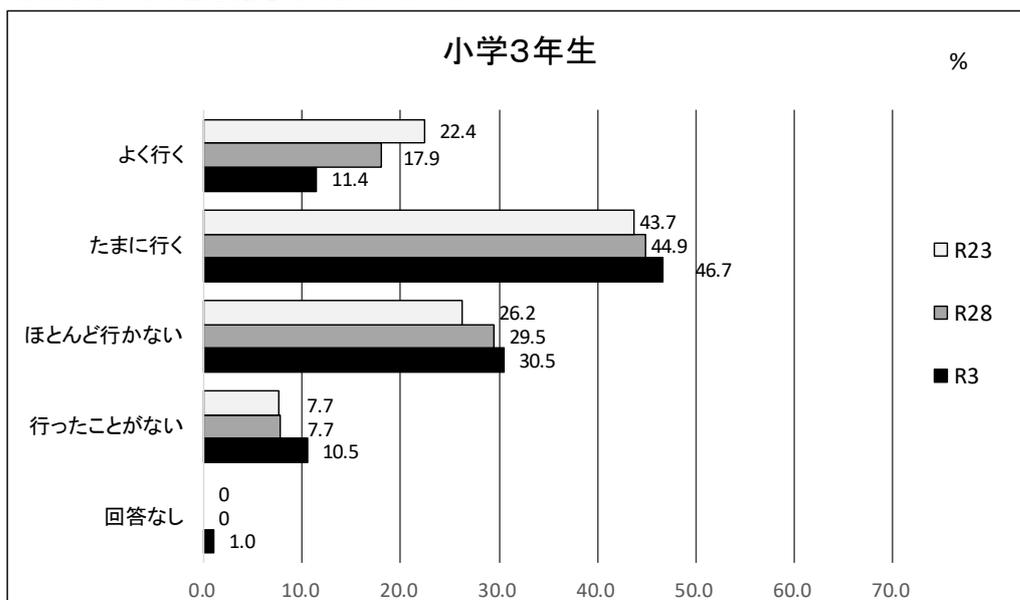
6 学校の図書室へはいつ行きますか



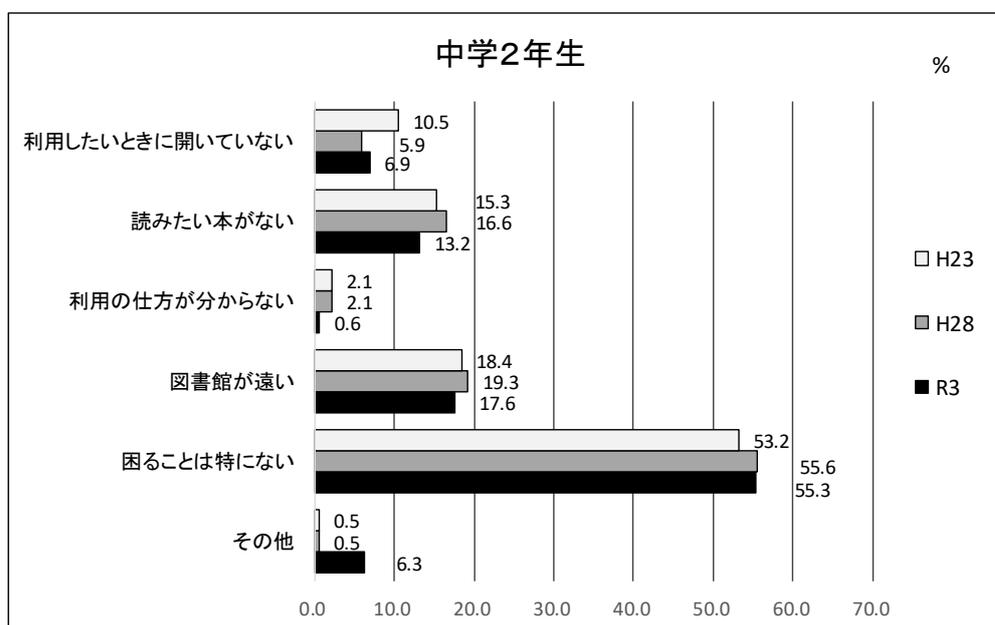
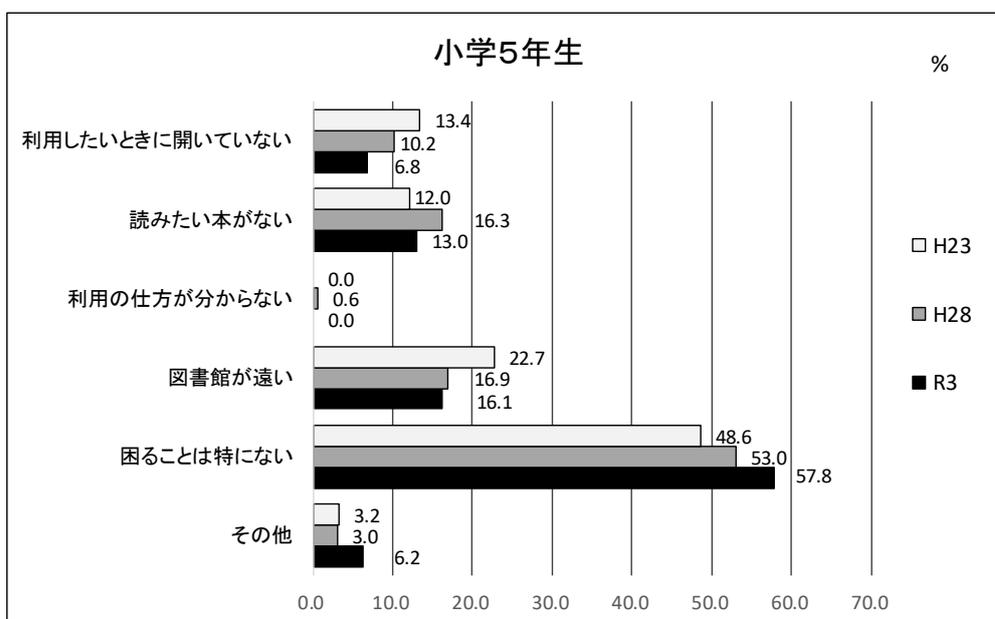
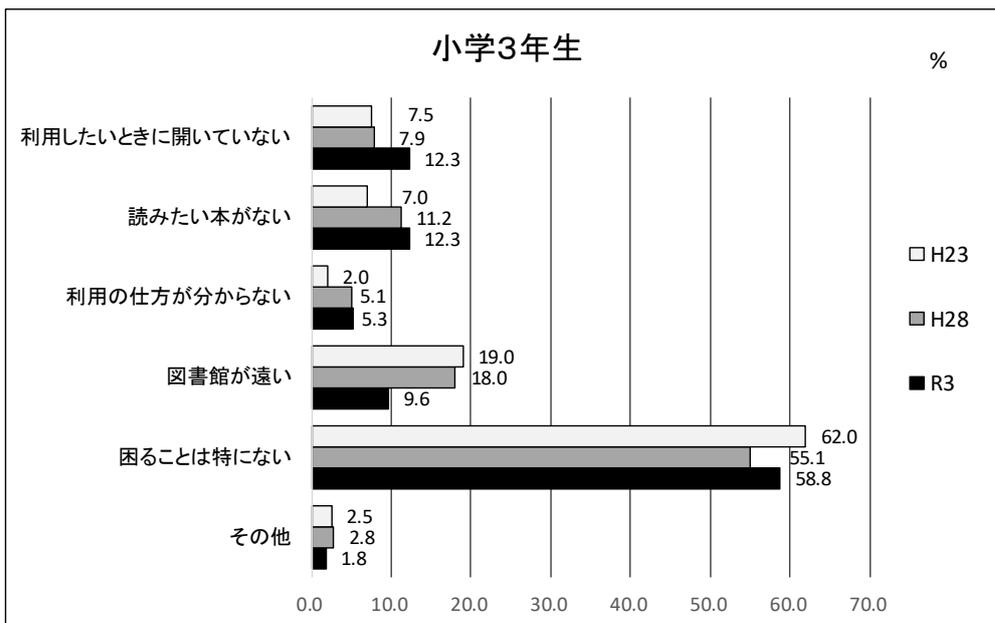
7 学校図書室を利用するとき困ることは何ですか(複数回答可)



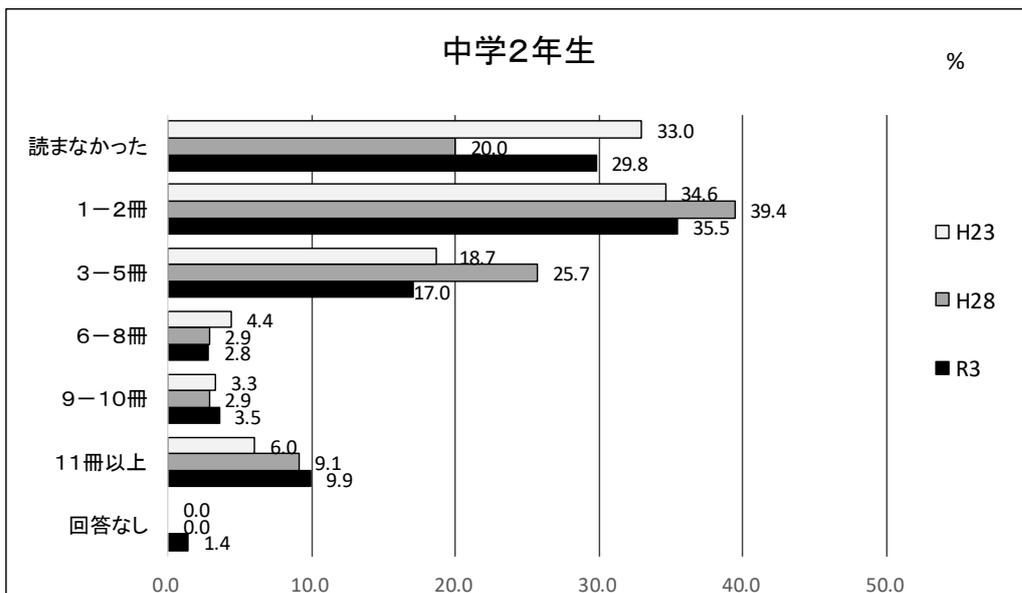
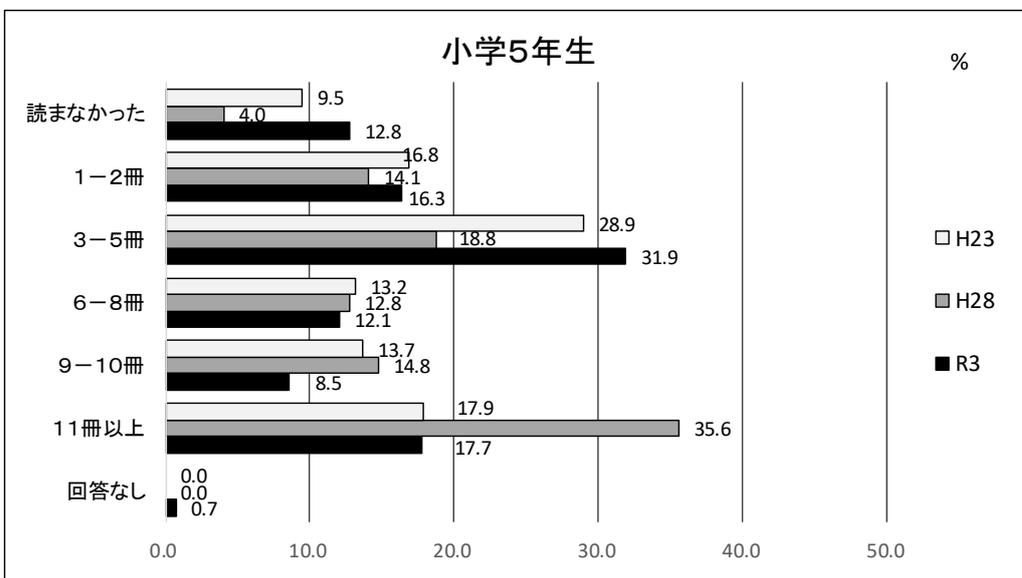
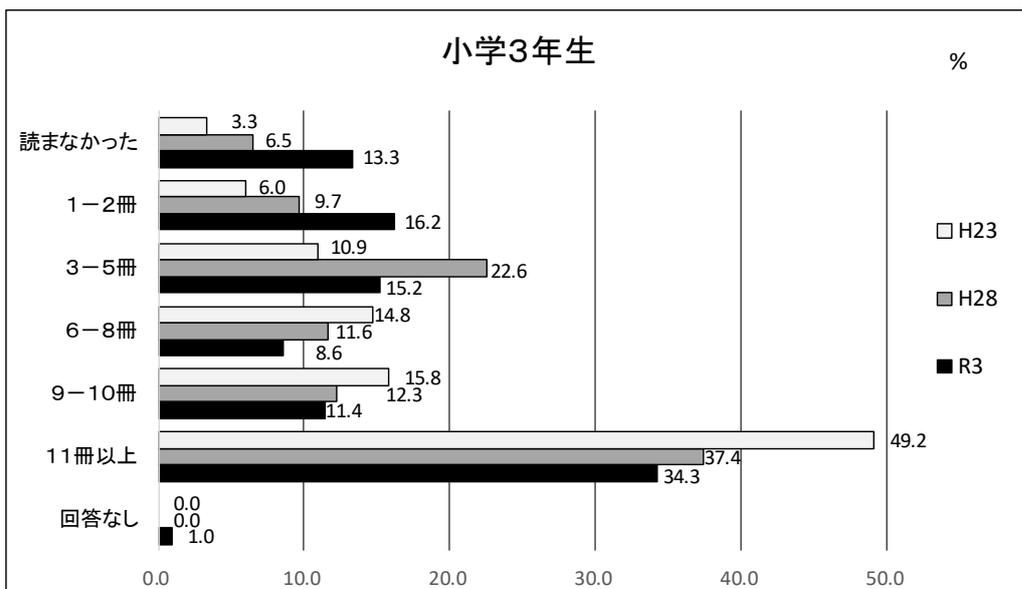
8 あなたは、町の図書館を利用していますか



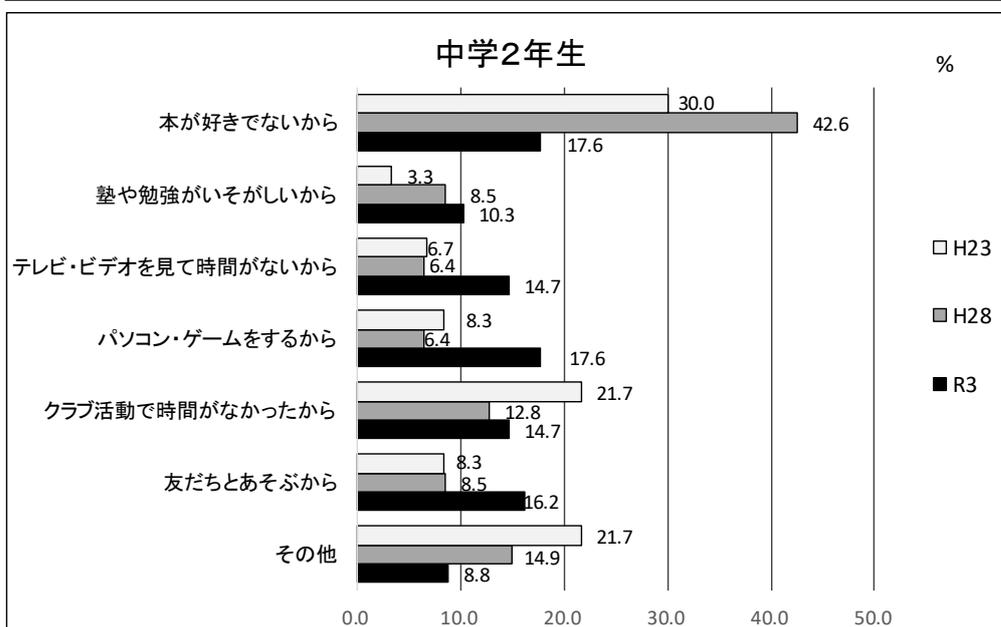
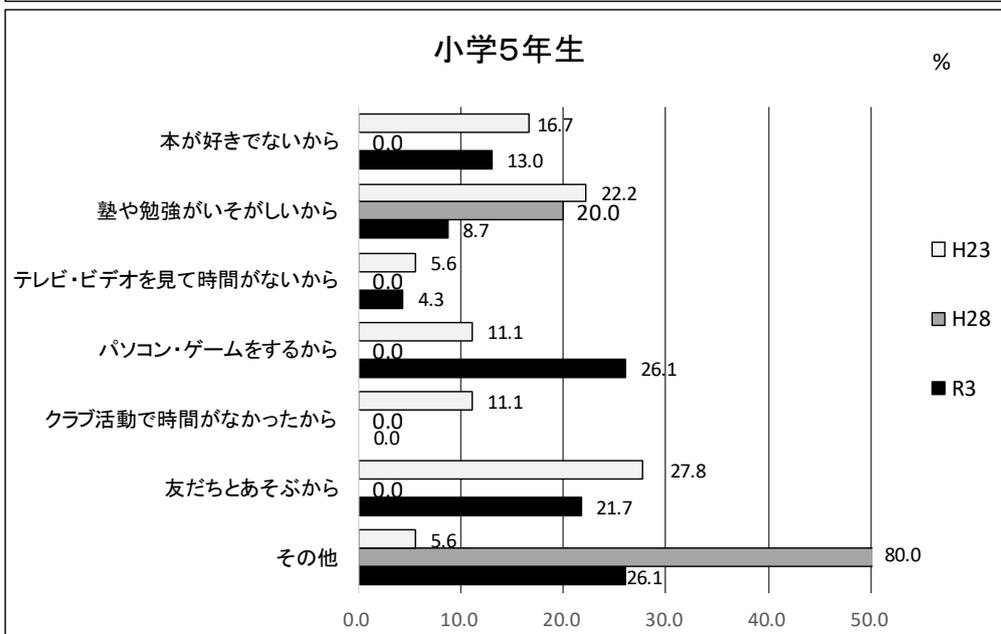
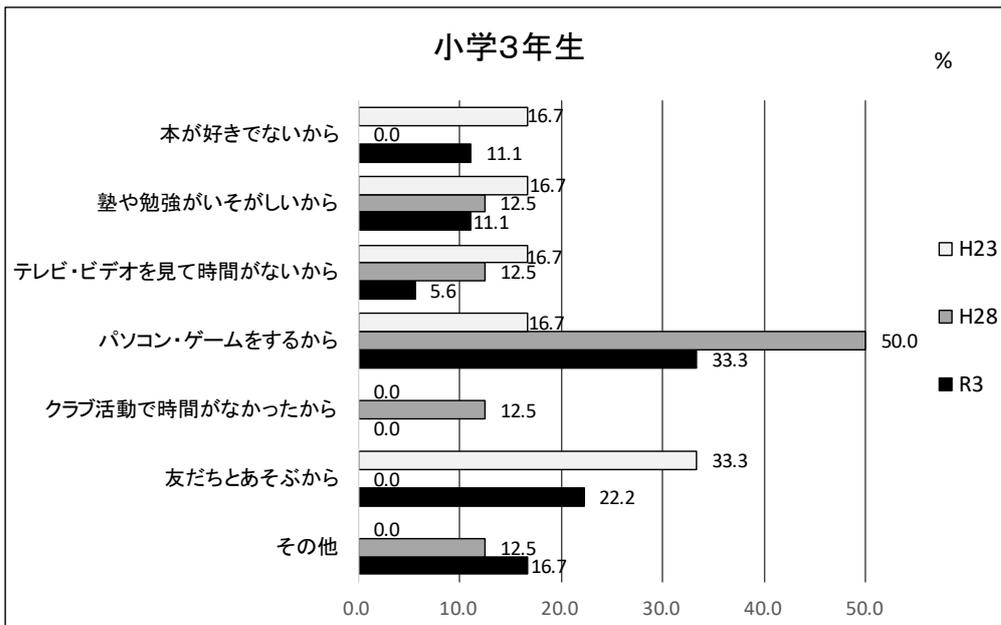
9 町の図書館を利用するときに困ることは何ですか(複数回答可)



10 あなたは、1か月の間に何冊くらい本を読みましたか(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌をのぞく)



11 「読まなかった」と答えた人だけにお聞きします。読まなかったのはなぜですか



第 3 次 みやこ町子ども読書活動推進計画

発 行 令和 4 年 3 月 みやこ町教育委員会

編 集 みやこ町教育委員会（生涯学習課図書館係）

〒824-0121

福岡県京都郡みやこ町豊津 1122 番地 12

TEL 0930-33-1040